

半鐘



令和2年10月
消防署猿払支署
予防係 発行
TEL 2-2119

秋の火災予防運動が実施されます！

秋も一段と深まり、今まで使用していなかったストーブなど火を取扱う機会が多くなる時季となります。

扱い慣れた火でも油断すれば火災に繋がる危険がありますので、今一度「火の取扱い」には十分気をつけましょう。

【統一防火標語】

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

【運動期間】

10月15日（木）から10月31日（土）



火災予防運動が
はじまりますよ！

サイレンを鳴らします！

消防署猿払支署では、運動期間中（15日、20日、25日、30日）の4回、午後7時に30秒間サイレンを鳴らしますので、火災とお間違えのないようお知らせ致します。

暖房機器の点検・整備について

これから冬季にかけ、暖房機器を使用する機会が多くなってきますが、点検・整備等はお済でしょうか。暖房機器の通気口や吸気ファン等にホコリやチリが溜まると、不完全燃焼ガスが発生し、そのガスに引火する「吹き返し現象」が起こり、火災が発生する恐れがあります。

また、暖房機器をお使用の際は近くに洗濯物を干したり、スプレー缶等を置かないで下さい。カートリッジ式のストーブの給油は必ず火を消してから行い、給油キャップがしっかり閉まっていることを確認しましょう。

住宅用火災警報器の点検をしましょう！

住宅用火災警報器の設置が義務化され、5年以上が経過します。

住宅用火災警報器の『ボタンを押す』もしくは『紐を引く』ことで、簡単に作動確認をすることができます。電池切れを未然に防ぐためにも今一度、住宅用火災警報器の作動点検の実施をお願い致します。

村民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。